

伊勢市の障がい者差別解消に向けた取組み

伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課

1 障がい者サポーター制度

これまで障がいについて知る機会がなかったり、障がいのある人と接する機会がなかった市民に、サポーターの活動を通して障がいへの理解を深めてもらい、障がいのある人への支援につなげる取組み

(1) 障がい者サポーター

①「障がい者サポーター」とは

- ・さまざまな障がいの特性や障がいがある人が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でのちょっとした配慮を実践する

②障がい者サポーターの役割

- ・「障がい」や障がいのある人についてもっと知る
- ・勇気を出して声を掛けてみる
- ・障がいに関するイベントに参加してみる
- ・家族や職場、学校などで、サポーターの輪を広げる

③障がい者サポーター研修会

- ・サポーターになるためには、「障がい者サポーター研修会」に参加し、サポーター登録をする

④サポーターグッズ

- ・サポーターに登録された人には、それを証明する「ピンバッジ」を進呈する
- ・サポーターには、障がいのある人が気軽にサポートを依頼できるよう、日ごろからピンバッジを身に付けてもらう

⑤情報提供

- ・サポーターに登録された人に対し、定期的に「障がい」に関する情報を提供（原則、電子メールで）
- ・内容は、伊勢市で活躍しているサポーターの紹介、イベント情報、障がいに関する制度など

(2) 障がい者サポート企業・団体

①「障がい者サポート企業・団体」とは

- ・「障がい者サポーター制度」の普及などに積極的に協力いただける企業や団体を認定

②認定要件

- ・法定雇用率を超えて障がい者を雇用している
 - ・事業所や店舗のユニバーサルデザイン化を推進している
 - ・障がい等について職員を対象とした研修を定期的実施している
 - ・障がい者施設の商品の購入又は販売促進等に大きく寄与している
- などの事項のうち、2つ以上に該当していること

②障がい者サポート企業・団体の役割

- ・企業や団体のノウハウやスキルを活かし、障がいのある人の支援につながる取組みをより一層進める
- ・認定された企業・団体には認定証を交付し、市ホームページ等で紹介

(3) キッズサポーター

①目的

- ・子どもの頃から障がいに関する正しい情報を知り、知識を身に付けることで、障がいの特性や障がいのある人の困っていることを理解する
- ・差別や偏見の目を持たないことを学び、未来の担い手を養成する

②対象

- ・小学校4～6年生

③養成方法

- ・小学校への出前講座方式（10校程度／年）

2 ヘルプマーク・ヘルプカードの導入

(1) 目的

障がいのある人が適切な支援や必要な配慮を受けやすくするために、外出時に困りごとが起きた場合などに「困っていること」「手助けが欲しいこと」を周囲の人に伝え、障がい特性に応じた支援を受けやすくするためのツールとして導入する

(2) 対象者

- ・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方
- ・難病の方、発達障害の診断を受けた方
- ・その他、必要な方

(3) 配布予定数

- ・ヘルプカード 3,000枚
- ・ヘルプマーク 3,000枚